



事業主向け

新型コロナウイルス対策支援一覧

※2020年5月17日時点で使える制度の一部をご紹介します
※今後追加・変更の可能性あります。最新情報をご確認ください

給付

もらえる



**みやま市
独自支援策**
(がまだす・みやま
全力応援金)

貸付

かりる

のぼす
へらす
猶予・減免

売上が**50%以上減少**した場合

→ **持続化給付金**

対 象:売上が前年同月比で50%以上減少している事業主
給付額:**法人 上限 200万円、個人事業者 上限 100万円**

売上が**30%以上50%未満減少**した場合

→ **福岡県独自制度 福岡県持続化緊急支援金**

法人:**上限 50万円** 個人事業者:**上限 25万円**
国の「持続化給付金」の対象とならない売上げ30～50%減の事業主

雇用の維持を図るための**休業手当に対して補償**

→ **雇用調整助成金(新型コロナ特例措置)**

対象労働者:**1人1日 8,330円上限** 助成率:**中小企業 9/10 大企業 3/4**
休業補償6割を超える部分は10/10助成 ※解雇等を行わない場合

学校等休業による補償(労働者を雇用する事業主向け)

→ **小学校休業等対応助成金**

対象:小学校等休校で労働者が特別の有給休暇(年休を除く)を取得した場合
助成額:**1日あたり 8,330円**を上限で賃金相当額を助成

学校等休業による補償(フリーランス向け)

→ **小学校休業等対応支援金**

対象:小学校等休校で契約した仕事ができなくなったフリーランス
助成額:**1日あたり 4,100円**を上限で定額で助成

新たな取組を始める事業主への支援

→ **福岡県独自制度 新たな経営革新の取組支援**

対象:売上高が前年同月比15%以上減の事業主 【例】デリバリー・テイクアウト等
給付額:**上限 50万円 補助率 3/4** ※経営革新につながる新たな事業の取組を幅広く支援

テレワークを実施する企業を支援

→ **福岡県独自制度 テレワークの導入支援**

対象:売上高が前年同月比15%以上減の事業主 国の「IT導入補助金」に上乗せ
国の補助率:**2/3 → 国+県の補助率 3/4**

宿泊事業者の感染予防策を支援

→ **福岡県独自制度 宿泊事業者の感染防止対策支援**

給付額:**上限 50万円 補助率 3/4**
※福岡市・北九州両政令市除く

需要が激減している花の消費を支援

→ **福岡県独自制度 花き消費促進緊急対策**

店舗等で飾る花:**上限 2万円/月 補助率 2/3**
花き産地が地元公共施設で飾る花:**1産地 27万円**

→ **休業等支援金**

対象:令和2年5月2日～6日までの5日間、5月7日～31日までの連続した7日間、休業、もしくは営業時間短縮を行う対象施設の事業者
給付額:**10万円**(5/2～6の5日間休業等)、**10万円**(5/7～31のうち連続7日間以上休業等)**最大20万円**

→ **持続化給付加算金**

対象:国の「持続化給付金」または、「福岡県持続化緊急支援金」の対象となった市内の事業者
業種を問わず支給対象(休業等支援金を受給した事業者は対象外) 給付額:**10万円**

お問合せ先

持続化給付金事業コールセンター
[直通]**0120-115-570** [IP電話]**03-6831-0613**

福岡県持続化緊急支援金相談窓口
TEL **0570-094-894**

福岡労働局「福岡助成金センター」
TEL **092-411-4701**

学校等休業助成金・
支援金等相談コールセンター
☎ **0120-60-3999**

福岡県新事業支援課
TEL **092-643-3449**

福岡県中小企業振興課
TEL **092-643-3425**

福岡県観光振興課
TEL **092-643-3456**

福岡県園芸振興課
TEL **092-643-3574**

みやま市役所 商工観光課
TEL **0944-88-8956**

→ **新型コロナウイルス感染症特別貸付**

対象要件:**売上高が5%以上減少**
融資利率:**中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36%**
金利引下げ(3年間で上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり(諸条件あり)
限度額:**中小企業事業 3億円**(金利引下げ・利子補給の限度額1億円)、
国民生活事業6千万円(金利引下げ・利子補給の限度額3千万円)
融資期間:設備資金20年以内(据置5年以内)、運転資金15年以内(据置5年以内)

日本政策金融公庫
久留米支店
TEL **0942-34-1212**

→ **新型コロナウイルス対策マル経融資**

対象要件:商工会等の経営指導員からの経営指導を受け、かつ売上高が5%以上減少
融資利率:**1.21% 金利引下げ**(3年間で上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり(諸条件あり)
限度額:**1千万円**
融資期間:設備資金10年以内(据置4年以内)、運転資金7年以内(据置3年以内)

事業資金相談ダイヤル
☎ **0120-154-505**

→ **セーフティーネット保証(4号・5号) 危機関連保証**

返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり
前年比売上15%以上減:**100%保証**、5%以上減:**80%保証**
※下記の福岡県制度融資を利用するために必要となります。

●取引のある金融機関
●福岡県信用保証協会 **0120-112-249**
土日祝は→ **092-415-2604**

→ **福岡県独自制度 福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」**

対象要件:**売上高が5%以上減少**
融資利率:**実質無利子**(3年経過後は1.3%) (売上が15%(個人事業主は5%)以上減少した方)
保証料率:**0%**(売上が15%(個人事業主は5%)以上減少した方)
限度額:**3千万円以内** 融資期間:**10年以内**(据置5年以内)

福岡県庁新型コロナ経営相談窓口
☎ **0120-567-179**

→ **福岡県独自制度 福岡県制度融資「緊急経済対策資金」**

対象要件:**売上高が5%以上減少**
融資利率:**1.3%** 保証料率:**0%**(売上が15%以上減少した方)
限度額:**1億円以内** 融資期間:**10年以内**(据置2年以内)

●取扱金融機関
●みやま市商工会 **0944-63-8000**

収入が減少したので**税の減免**をしたい

→ **固定資産税・都市計画税減免制度**

対象:2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率
減免率:**30%～50%未満 1/2 50%以上 全額**

税金が支払えない

→ **税の徴収猶予**

事業の停止・著しい損失などがあった場合に、納付が猶予される。
2020年2月以降、収入が前年同期比20%以上減少した場合、
「特例制度」が受けられる。**所得税・法人税・消費税等すべての税目が対象**

社会保険料の支払いができない

→ **健康保険料 厚生年金保険料猶予制度**

事業の停止・著しい損失などがあった場合に、納付が猶予される

国税:大牟田税務署
TEL **0944-52-3245**
県税:久留米県税事務所
TEL **0942-30-1012**
市税:みやま市役所税務課
TEL **0944-64-1537**
日本年金機構 大牟田年金事務所
TEL **0944-52-5294**

福岡県議会議員
自民党県議団副会長

板橋さとし

県政報告
緊急
特別号

号外

新型コロナウイルスにともなう
あなたが使える緊急支援



●このほかにも、各市町村でさまざまな融資メニューがあります。まずは市町村の窓口にご相談を ●中小企業・小規模事業者の経営や資金繰りなどに関するご相談は➡福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 ☎ **0120-567-179**(9:00-17:00)

				お問い合わせ先
給付 もらえる	すべての方に対して	→ 特別定額給付金	一律1人 10万円を給付 ※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての人 ※DV 被害者への救済措置もあります	みやま市役所 特別定額給付金室 TEL 0944-88-9737
	子育て世帯向け	→ 子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給者に対して、対象児童1人当たり1万円を給付 ※手続きは不要 ※所得制限あり	みやま市役所 子ども子育て課 TEL 0944-64-1535
	住居の確保をしたい(主に失業者向け)	→ 住居確保給付金	対象:離職・自営業の廃業等で住宅を失うおそれのある人など 支給額:家賃相当額(ただし上限額は市町村によって異なります) 支払期間:原則 3ヶ月(一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)	みやま市役所 福祉事務所 TEL 0944-64-1528
	家計が急変して学費が払えない	→ 日本学生支援機構 家計急変 給付奨学金	対象:大学・短大・高専・専修学校 支給額:月額5,900円~75,800円 家計急変発生から3ヶ月以内の申込 学業成績、家計基準等で別途要件あり	●各在籍校の奨学金窓口 ●日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301
貸付 かりる	生活の立て直しが必要(主に失業者向け)	→ 総合支援資金	複数世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内 据置期間:1年以内 償還期間:10年以内 貸付期間:原則3ヶ月以内	みやま市社会福祉協議会 TEL 0944-22-5000
	一時的に資金が必要(主に休業者向け)	→ 緊急小口資金	10万円以内、ただし特に必要と認められた場合は20万円以内 据置期間:1年以内 償還期限:2年以内	厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 ☎ 0120-46-1999
猶予 のばす・減免 へらす	税金が支払えない	→ 税の徴収猶予「特例制度」	事業の停止・著しい損失などがあった場合に、納付が猶予される。 2020年2月以降、収入が前年同期比20%以上減少した場合、「特例制度」が受けられる。個人住民税・固定資産税等すべての税目が対象	国税:大牟田税務署 0944-52-3245 県税:久留米県税事務所 0942-30-1012 市税:みやま市役所税務課 0944-64-1537
	県営住宅の家賃が支払えない	→ 県営住宅家賃減免・猶予制度	減免要件:世帯収入が県の定める基準以下となった方 減免額:家賃の1/4~3/4 家賃猶予:入居者の事情に応じて対応	福岡県住宅供給公社の各管理事務所
	国民健康保険の支払いが難しい	→ 国民健康保険軽減・減免措置	① 軽減:倒産、解雇等による退職者、雇用期間満了による退職者で 雇用保険受給資格者証取得者は前年の給与所得を30/100として計算 ② 減免:新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡等の世帯など	① みやま市役所健康づくり課 TEL 0944-64-1529 ② みやま市役所税務課 TEL 0944-64-1511
	家計が急変して奨学金返済ができない	→ 日本学生支援機構 奨学金返還期限猶予	猶予期間:1年毎に申請 通算10年まで 収入条件:直近3ヶ月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返還制度等もあり。詳細は機構へ	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301

●そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについて、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。●休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は、「新型コロナウイルス感染症 特別労働相談窓口(福岡県各地区労働者支援事務所)8:30~17:15(土日祝除く) 福岡:092-735-6149 北九州:093-967-3945 筑後:0942-30-1034 筑豊:0948-22-1149



福岡県議会議員
自民党県議団副会長
板橋さとし

新型コロナの感染拡大により、多くの方々が様々な形で影響を受けておられます。国県市は矢継ぎ早に支援策を発表しておりますが、複雑で分かり難いとのご指摘もあります。そこで、県政報告の一環として、国県市の主要な支援策(5月17日時点)を一覧表にしました。どうぞ皆様で回覧頂きご活用下さい。引き続き、私は地元選出の藤丸敏衆院議員としっかり連携し、皆様の声を政策に反映させて頂きます。福岡県の緊急事態宣言は解除されましたが、これからが本当のコロナとの闘いです。社会を支える全ての皆様に感謝し、力を合わせて一日も早く『新たな日常』を取り戻しましょう！

県政報告
緊急
特別号

福岡県議会議員 板橋さとし 情報発信中

公式ブログ



YouTube



Facebook



号外

自宅待機や失業、休校等によって、
家庭内の暴力が発生しやすくなっています。

プラス
DV相談+

メール24時間受付 電話 0120-279-889

児童相談・児童虐待
全国共通ダイヤル

いち はや く
189

自民党
緊急支援サイト

